

中京大学知的財産ポリシー

2016年 5月18日制定

2020年 4月 1日改正

1 目的

中京大学（以下「本学」といいます。）は、知的財産の創出と活用を積極的に推進するために「中京大学知的財産ポリシー」を定めます。このポリシーにより、産官学等の連携活動から得られた成果を新たな研究の源泉とした知的創造サイクルを円滑に機能させ、グローバルな視点で知的財産を効果的に創出、保護、管理及び活用するための基本的な考え方を明らかにします。

知的財産管理に関する手続等については中京大学発明規程にて定めます。

2 適用対象者

このポリシーの対象者（以下「教職員等」といいます。）は、次のとおりです。

- ①本学の専任の教職員
- ②本学に在籍する学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、協定留学生、大学院特別研究学生及び研究生であって、中京大学発明規程の適用を受けることに合意している者
- ③その他本学への受入れに際し、中京大学発明規程の適用を受けることに合意している者

3 対象とする知的財産

このポリシーが対象とする知的財産は、次のとおりです。

- ① 特許権の対象となる発明
- ② 実用新案権の対象となる考案
- ③ 意匠権の対象となる意匠の創作
- ④ 商標権の対象となる標章の使用
- ⑤ 回路配置利用権の対象となる回路配置の創作
- ⑥ 育成者権の対象となる品種の育成（以上「発明等」といいます。）
- ⑦ 著作権の対象となるプログラム及びデータベース
- ⑧ 研究成果としての成果有体物
- ⑨ ノウハウを使用する権利の対象となる案出

4 知的財産化することの効果

(1) 知的財産を権利化することにより以下の効果があります。

- ① 社会における成果の活用及び実現による社会貢献
- ② 研究成果を社会に明示することによる大学の評価向上
- ③ 実施料等の還元による研究資金の確保
- ④ 研究成果の実用化による新たな研究課題等の把握

(2) 学校法人梅村学園（以下「本法人」といいます。）は、(1)の考えに基づき、知的財産のうち権利として保護される価値を有するものを積極的に権利化することとします。また、教職員等はこの権利化に協力します。

5 知的財産の帰属・承継

教職員等が本学の資金、施設、設備等を使用し、業務の範囲で職務として行った研究等（過去に行ったものも含まれます）から創出された発明等は職務発明等とします。本法人は、職務発明等に係る特許権等を受ける権利の全部又は一部を承継します。

ただし、本法人が承継しないことを決定した場合は、教職員等に帰属させることがあります。

6 知的財産の管理等

(1) 教職員等が職務発明等を行った場合、又は職務発明等以外の発明等の権利を本法人に譲渡することを希望する場合は、本法人に届出し、発明委員会の審議を経て、権利の承継の決定を得ることとします。

(2) 本法人は、承継し、帰属することとなった知的財産の取扱い（出願、権利化、維持、放棄、譲渡等）に係る費用を負担することとします。

(3) 本法人は、知的財産を承継した場合、知的財産権として登録された場合及び知的財産権の活用により収入を得た場合は、教職員等に適切に報奨します。

(4) 本学は、研究活動から得られた知的財産の4(1)に示す効果をグローバルな視点で最大限に生かし、社会貢献することを基本観点として有効な活用を図ります。

7 学外交流（受託研究・共同研究等）に伴う知的財産

受託研究・共同研究等学外交流に伴って創出された知的財産は、原則として寄与度に応じて権利の持分を決定します。

8 学生等が創出した知的財産の取扱い

学生等が創出した知的財産に係る権利は、原則として学生等個人に帰属します。

ただし、中京大学発明規程の適用を受けることに合意した場合は、本法人が知的財産を承継します。

9 守秘義務

本学の知的財産の取扱いに携わる全ての者は、その知的財産に関する事項を、必要な期間中、所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を負います。